

要望書（回答）

1、「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は認められないもしくは望ましくないということを、市長は市民を代表する立場として表明してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾施設は、広く一般公衆の利用に供するものであり、どのような船舶であろうとも特定の者の利用を拒否することはできないとされています。

本市においては、非核平和都市条例に基づき、核兵器搭載の有無について照会した結果、外務省から核兵器を搭載していないことにつき、政府として疑いを有していないとの見解が示されているところです。

今後、港湾管理者である苫小牧港管理組合から岸壁の調整結果を受け、市として受入れの可否を総合的に判断することとなります。

2、岸壁の利用調整について米艦船を優先して行うことはないことを明示してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

岸壁利用に関する調整については、港湾管理者である苫小牧港管理組合をはじめ、関係者が事前に十分な協議を行い決定されるものとなります。

受入れについては、核兵器搭載の有無、苫小牧港管理組合におけるバース調整の状況を踏まえた上で、市として総合的に判断するものであり、米艦船の岸壁利用を優先することは考えていません。

3、万が一、米艦船が入港する場合は、安全の確保に可能な限り努めるよう関係機関に要請するとともに、関連する情報を可能な限り市民に適切な形で提供してください。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

現在のところ、寄港の可否を判断するに至ってはいないところではありますが、受入れ判断を行った場合の対応としては、過去に受け入れた際、在札幌米国総領事館に対しては、乗組員の外出時の規律維持、また、北海道札幌方面苫小牧警察署には不測の事態の対応について、それぞれ要請するとともに、その他の関係機関にも情報提供し、協力を依頼する予定です。

さらに、寄港中は、市に緊急連絡窓口を設置し、市民の皆様や関係機関からの事件・事故等に関する通報や情報提供に迅速に対応できるよう態勢を組み、万全を期す予定です。

団体名：苫小牧港の軍港化阻止実行委員会

回答日：令和4年12月28日